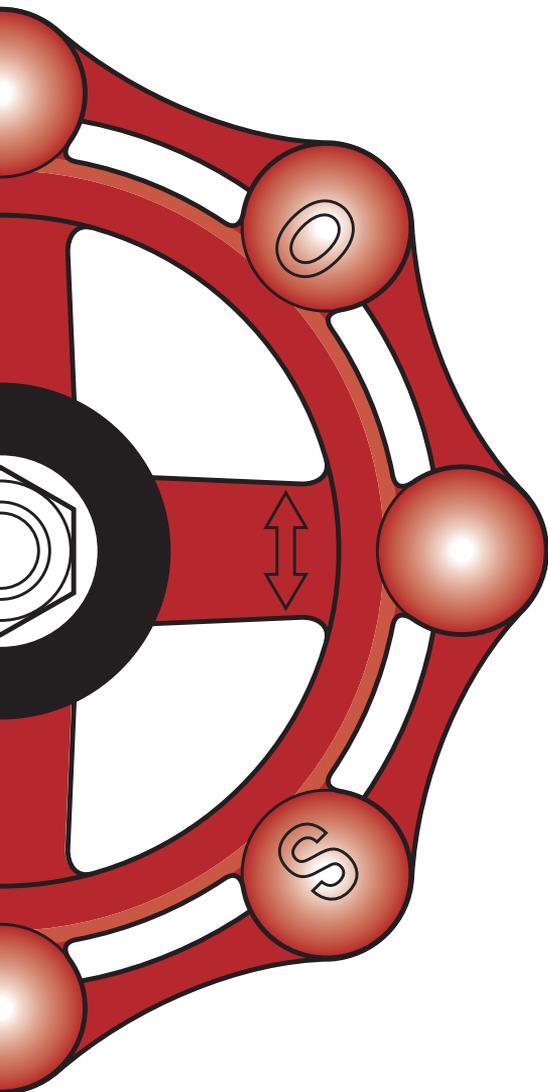


KITZ



第109回 定時株主総会 招集ご通知

■開催日時

2023年3月29日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

■開催場所

千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「翔の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

書面・インターネットによる議決権行使期限
2023年3月28日（火曜日）午後6時まで

■目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	9
事業報告	25
連結計算書類	55
計算書類	58
監査報告書	61

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 **キッツ**

証券コード：6498

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、2022年2月に長期経営ビジョン『Beyond New Heights 2030「流れ」を変える』を公表しました。目まぐるしく変化する社会環境の中で、企業理念である「キッツ宣言」の実現に向けて2030年にありたい姿を掲げたものです。

当社は、これまであらゆる産業分野、とりわけ建築設備分野や石油化学・一般化学分野を中心に、人々の暮らしや産業を支え、ゆたかな社会づくりに貢献してまいりました。これらのコアビジネスの基盤を強化するとともに、「デジタル化」などの潮流や「地球温暖化」などの社会課題とも正面から向き合い、リスクを恐れず「半導体分野」や「脱炭素分野」などの成長ビジネスへの参入を加速し、ビジネス領域をシフトする両利きの経営を目指す内容となっています。

これらを実現するための源泉である人財については、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の推進、コラボレーション文化の醸成及び継続的な人財育成などを通じて、社員一人ひとりがいきいきと働くことのできる職場環境の実現に向けた取り組みを進めています。また、グループ全社を横断した「脱炭素・水素社会を支える制御技術」や「環境負荷低減に貢献する材料」の開発などのイノベーションの創出にも積極的に取り組んでいます。

持続可能な社会の実現に向け、事業を通じた社会課題の解決に取り組み、企業価値と社会価値双方の向上に努めるとともに、効率的で、公正かつ透明性の高い経営を実現することにより、社会から信頼される企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年3月

株式会社 **キッツ**
代表取締役社長 河野 誠



証券コード 6498

(発送日) 2023年3月10日
(電子提供措置の開始日) 2023年3月7日

株主各位

千葉県美浜区中瀬一丁目10番1

株式会社 **キッツ**

代表取締役社長 河野 誠

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.kitz.co.jp/investor_ir/stock-information/meetings/



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6498/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネットのいずれかの方法によって議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考資料をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「翔の間」
3. 目的事項
報告事項
1. 第109期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第109期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎会社法改正により、電子提供措置事項について各ウェブサイト（2ページ）にアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結注記表」
- ・ 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部です。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイト（2ページ）において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎当日のマスク着用などの感染対策につきましては、政府方針等を踏まえて株主様にてご判断いただけますようお願い申し上げます。

◎当日、発熱や咳があるもしくは体調不良と見受けられる株主様には、入場をお断りまたはご退出をお願いする場合がございます。

◎本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等を決定した場合には、速やかに当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参画していただくことができる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席	議決権行使書を郵送	インターネットによる行使
 <p>議決権行使書を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)</p>	 <p>議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。</p>	 <p>次頁の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。</p>
<p>株主総会開催日時</p> <p>2023年3月29日(水) 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p>2023年3月28日(火) 午後6時到着分まで</p>	<p>行使期限</p> <p>2023年3月28日(火) 午後6時まで</p>

▶▶▶ 詳細は次頁をご覧ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社キッツ 御中

株主総会日 年月日 議決権の数 〇

議案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否 (次の候補者を除く)
第3号議案	賛 否 (次の候補者を除く)

標準日現在のご所有株式数 株
議決権の数 〇

お願い

1. 〇
2. 〇
3. 〇

切取り線

ログインIDとパスワード
〇〇〇〇〇〇
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

見本

株式会社キッツ

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

【第1号議案】
賛成の場合：「賛」の欄に○印
反対の場合：「否」の欄に○印

【第2号・第3号議案】
全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
全員反対の場合：「否」の欄に○印
一部の候補者を反対される場合：
「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を()内にご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要なとなる「QRコード」、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



インターネットで議決権を行使される場合

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 **2023年3月28日(火) 午後6時まで**

QRコードを読み取る方法

議決権行使書の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインが出来ない場合があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

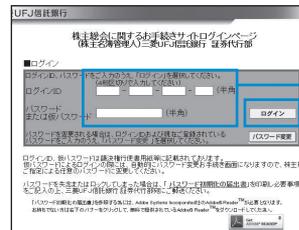
QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

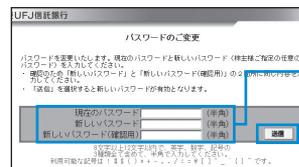
- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」及び
「仮パスワード」を
入力
「ログイン」を
クリック

※パソコンで表示した場合
の画面イメージです。

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」
を入力

「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶▶▶ インターネットによる議決権行使の際のご注意につきましては、次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

◎毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。

◎インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。

◎株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

◎株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

◎複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) 当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご注意ください。

◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関する お問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
電話 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時（年中無休）

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

招集ご通知の主要なコンテンツが、 スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。下記のウェブサイトまたはQRコードにより、アクセスいただき、ご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ウェブサイト <https://p.sokai.jp/6498/>



1

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

スマートフォン等から招集ご通知にアクセスいただけます。

2

インターネットによる議決権行使が身近に

インターネット議決権行使サイトに直接アクセスでき、インターネットによる議決権行使がより身近になります。

3

マルチデバイスに対応

株主様のウェブ閲覧環境に応じ、スマートフォン、パソコン、タブレットからご覧いただけます。



株主総会参考書類

第 1 号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

本社機能の強化、一層の業務効率化及びグループ会社間の連携強化を図るため、本社を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を「千葉県千葉市美浜区」から「東京都港区」に変更するものです。

なお、この変更につきましては、第110回定時株主総会（2024年3月開催予定）までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じることとする旨の附則を設け、効力発生日経過後、この附則を削除することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

（下線部分が変更箇所です）

(現行定款)	(変更案)
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>千葉県千葉市美浜区</u>に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>定款第3条（本店の所在地）の変更は、第110回定時株主総会（2024年3月開催予定）までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じることとする旨の附則を設け、効力発生日経過後、この附則を削除する。</u></p>

第2号議案

取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役7名全員が任期満了となります。つきましては、あらためて取締役7名の選任をお願いするものです。取締役候補者は、次の通りです。

候補者 番号	氏名	当社における地位・担当		取締役会 出席状況
①	ほつ た やす ゆき 堀田康之 (男性)	代表取締役会長 取締役会議長	再任 在任年数：15年9カ月	100% 15/15回
②	こう の まこと 河野 誠 (男性)	代表取締役社長 社長執行役員	再任 在任年数：3年9カ月	100% 15/15回
③	むら さわ とし ゆき 村澤俊之 (男性)	取締役 常務執行役員 経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）、ESG、内部監査室及び内部統制担当	再任 在任年数：6年9カ月	100% 15/15回
④	まつ もと かず ゆき 松本和幸 (男性)	社外取締役	再任 社外 独立 在任年数：9年9カ月	100% 15/15回
⑤	あ もう みのる 天羽 稔 (男性)	社外取締役	再任 社外 独立 在任年数：7年9カ月	100% 15/15回
⑥	ふじ わら ゆたか 藤原 裕 (男性)	社外取締役	再任 社外 独立 在任年数：5年9カ月	100% 15/15回
⑦	きく ま ゆきの 菊間千乃 (女性)	社外取締役	再任 社外 独立 在任年数：2年9カ月	100% 15/15回

候補者番号

1

ほつ た やす ゆき
堀田 康之

(1955年6月18日生)

所有する当社株式の数： 184,194株

取締役在任年数： 15年9カ月

取締役会出席状況： 15/15回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年3月 当社入社
- 1997年1月 営業本部中部支社長
- 2001年4月 長坂工場長
- 2001年10月 株式会社キッツエスシーティー常務取締役
- 2004年6月 同社代表取締役社長
- 2006年4月 当社常務執行役員、バルブ事業部長
- 2007年4月 専務執行役員、バルブ事業部長
- 2007年6月 取締役、専務執行役員、バルブ事業部長
- 2008年6月 代表取締役社長、社長執行役員、バルブ事業部長
- 2009年4月 代表取締役社長、社長執行役員
- 2021年3月 代表取締役会長、取締役会議長（現任）
- 2021年6月 公益財団法人 北澤美術館 理事長（現任）

【重要な兼職の状況】

公益財団法人 北澤美術館 理事長

【取締役候補者とした理由】

堀田康之氏は、2008年度から代表取締役社長として、グループにおける経営全体の陣頭指揮を執るとともに、グローバル化及び健全で透明性の高い経営を強力に推し進めてまいりました。また、2021年度から代表取締役会長として、取締役会の運営及びコーポレート・ガバナンスの強化等に注力しております。当社は、同氏が豊富な経験と見識を活かし、取締役会における重要な意思決定機能及び経営監督機能の強化、ひいてはグループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

こう の
河野

(1966年3月10日生)

まこと
誠

所有する当社株式の数： 35,194株
 取締役在任年数： 3年9カ月
 取締役会出席状況： 15/15回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 当社入社
- 2008年 8月 バルブ事業部海外営業本部プロジェクト営業部長
- 2011年12月 プロジェクト統括部長
- 2013年 4月 バルブ事業統括本部生産本部生産管理部長
- 2015年 4月 バルブ事業統括本部事業企画部長
- 2016年 4月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
- 2017年 4月 KITZ Corporation of Asia Pacific Pte. Ltd. CEO & Managing Director 及びKITZ Valve & Actuation Singapore Pte. Ltd. Managing Director
- 2019年 4月 当社常務執行役員、バルブ事業統括本部長
- 2019年 6月 取締役、常務執行役員、バルブ事業統括本部長
- 2021年 3月 代表取締役社長、社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

河野誠氏は、バルブ事業の営業及び生産に関する業務を担当した後、経営企画担当執行役員及び海外グループ会社の社長を歴任しました。また、2019年度からバルブ事業統括担当執行役員として、バルブ事業戦略の立案・遂行を強力に押し進め、2021年度から当社の代表取締役社長として、グループにおける経営全体の陣頭指揮を執っております。当社は、同氏が豊富な経験と見識を活かし、取締役会における重要な意思決定機能及び経営監督機能の強化、ひいてはグループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

むら さわ とし ゆき
村澤 俊之

(1959年2月9日生)

所有する当社株式の数： 74,894株
取締役在任年数： 6年9カ月
取締役会出席状況： 15/15回



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 3月 当社入社
- 2001年 4月 経営企画部長
- 2009年 4月 執行役員、経営企画部長、広報・IR室及び関連事業担当
- 2011年10月 執行役員、経営企画本部長
- 2014年 4月 執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）担当
- 2016年 4月 執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
- 2016年 6月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室及びグループリスクマネジメント担当
- 2017年 6月 取締役、執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制及びグループリスクマネジメント担当
- 2019年 4月 取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室、内部統制、ESG及びグループリスクマネジメント担当
- 2021年 1月 取締役、常務執行役員、管理本部長、内部監査室及び内部統制担当
- 2022年 1月 取締役、常務執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）、ESG、内部監査室及び内部統制担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

村澤俊之氏は、グループ会社の経営管理部門などの業務を担当した後、経営企画部門及び管理部門の担当執行役員並びに国内グループ会社の取締役を歴任し、グローバル化を踏まえたグループ事業戦略・人財戦略の立案及び執行並びにコーポレート・ガバナンスの強化及びサステナビリティ経営を強力に推し進めてまいりました。当社は、同氏が豊富な経験と見識を活かし、取締役会における重要な意思決定機能及び経営監督機能の強化、ひいてはグループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

まつもと かず ゆき
松本 和幸

(1945年9月21日生)

所有する当社株式の数： 8,400株
 社外取締役在任年数： 9年9カ月
 取締役会出席状況： 15/15回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月 帝人製機株式会社（現ナブテスコ株式会社）入社
 2001年 6月 同社取締役
 2003年 9月 ナブテスコ株式会社執行役員
 2004年 6月 同社取締役
 2005年 6月 同社代表取締役社長
 2011年 6月 同社取締役会長（2013年6月退任）
 2013年 6月 株式会社トプコン 社外取締役（現任）
 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社トプコン 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

松本和幸氏は、ナブテスコ株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営者としての豊富な経験に加え、技術開発及びモノづくり等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

あ もう
天羽

(1951年12月9日生)

みのる
稔

所有する当社株式の数： 6,100株
社外取締役在任年数： 7年9カ月
取締役会出席状況： 15/15回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 デュポンファーイースト日本支社（現デュポン株式会社）入社
2000年3月 同社取締役
2002年3月 同社常務取締役
2004年3月 同社専務取締役 兼 エンジニアリングポリマー事業部アジア太平洋地域リージョナルディレクター
2005年7月 同社取締役副社長
2006年9月 同社代表取締役社長
2013年1月 同社代表取締役会長 兼 デュポンアジアパシフィックリミテッド社長
2014年9月 デュポン株式会社名誉会長（2016年3月退任）
2015年6月 当社社外取締役（現任）
2016年3月 大塚化学株式会社 社外監査役
2019年3月 同社社外監査役（退任）、同社社外取締役（現任）
2020年12月 株式会社HEXEL Works 社外取締役（2022年6月退任）
2021年6月 株式会社エンプラス 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

大塚化学株式会社 社外取締役
株式会社エンプラス 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

天羽稔氏は、デュポン株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営、グローバルな事業展開及び技術開発等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

ふじ わら
藤原

(1951年4月20日生)

ゆたか
裕

所有する当社株式の数： 8,300株
 社外取締役在任年数： 5年9カ月
 取締役会出席状況： 15/15回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1974年4月 三井海洋開発株式会社入社（1987年10月退社）
 1987年11月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）
 入社
 1994年8月 同社ニューヨーク副支店長
 1996年6月 同社シカゴ支店長（1998年7月退社）
 1998年8月 オムロン株式会社入社
 2005年6月 同社執行役員、財務IR室長
 2007年3月 同社執行役員、グループ戦略室長
 2008年6月 同社執行役員常務、グループ戦略室長
 2008年12月 同社執行役員常務、IR企業情報室長（2011年6月退任）
 2013年6月 ナブテスコ株式会社 社外取締役（2021年3月退任）
 2017年6月 当社社外取締役（現任）
 2020年7月 鴻池運輸株式会社 社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

鴻池運輸株式会社 社外監査役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

藤原裕氏は、金融機関の海外支店責任者のほか、オムロン株式会社の財務・IR・グループ戦略担当執行役員として活躍され、グローバルな観点からの経営管理、財務戦略及びガバナンス等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督的的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

きく ま ゆきの
菊間 千乃

(1972年3月5日生)

所有する当社株式の数： 1,900株
社外取締役在任年数： 2年9カ月
取締役会出席状況： 15/15回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 株式会社フジテレビジョン入社（2007年12月退社）
2011年12月 弁護士登録
2012年1月 弁護士法人松尾総合法律事務所入所
2014年12月 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役（2017年12月退任）
2018年6月 株式会社コーセー 社外取締役（現任）
2020年5月 タキヒヨー株式会社 社外取締役（現任）
2020年6月 アルコニックス株式会社 社外取締役（現任）
2020年6月 当社社外取締役（現任）
2022年1月 弁護士法人松尾総合法律事務所 代表弁護士（社員弁護士）（現任）

【重要な兼職の状況】

弁護士法人松尾総合法律事務所 代表弁護士（社員弁護士）
株式会社コーセー 社外取締役
タキヒヨー株式会社 社外取締役
アルコニックス株式会社 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

菊間千乃氏は、弁護士事務所の代表弁護士（社員弁護士）として活躍され、各種訴訟などの紛争解決、労働、コンプライアンス、リスクマネジメント、ガバナンスなどの企業法務及びその他専門分野に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者の堀田康之、河野誠、村澤俊之、松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏は、社外取締役候補者です。
3. 松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏は、東京証券取引所の定める「社外役員の独立性の判断に関する基準」及び当社の定める「社外役員独立性判断基準」(23ページ)を充足しているため、各候補者が取締役に選任された場合には、全員が独立役員となる予定です。
なお、菊間千乃氏は、当社と法律顧問契約を締結している弁護士法人松尾綜合法律事務所の代表弁護士(社員弁護士)を兼任しております。当社グループから同法人に支払われる顧問料金及び法律相談料金等の合計額は、同法人の過去3事業年度平均の年間売上高の2%未満であり、かつ当社の当事業年度の年間連結売上高の1%未満であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏との間で当該契約を締結しておりますが、各候補者が取締役に選任された場合には、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしておりますが、法令違反行為であることを認識して行った場合など、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任された場合には、各候補者を被保険者とする現行の保険契約を2023年7月に更新して継続することを予定しております。
6. 菊間千乃氏は、アルコニックス株式会社の社外取締役を兼任しております。アルコニックス株式会社は、2020年11月に発覚した同社の連結子会社における不適切な会計処理を受け、内部統制体制の強化を中心とした施策を策定し取り組んでおります。同氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。以前からアルコニックス株式会社の取締役会においてコンプライアンスの観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、事実関係の調査、原因究明及び再発防止に関する提言を行っております。
7. 菊間千乃氏の戸籍上の氏名は吉田千乃であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 高井龍彦及び小林彩子の両氏が任期満了となります。つきましては、あらためて監査役2名の選任をお願いするものです。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次の通りです。

候補者番号

1

たか い たつ ひこ
高井 龍彦

(1952年2月3日生)

所有する当社株式の数： 9,100株
監査役在任年数： 7年9カ月
取締役会出席状況： 15/15回
監査役会出席状況： 15/15回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1974年7月 三井金属鉱業株式会社入社
2004年6月 同社執行役員、財務部長
三井金属エンジニアリング株式会社 社外監査役
2007年6月 三井金属鉱業株式会社最高財務責任者(CFO)兼上席執行役員財務部長
2008年6月 同社常勤監査役 (2015年6月退任)
2011年6月 株式会社ナカボーテック 社外監査役 (2015年6月退任)
2015年6月 当社社外監査役 (現任)

【社外監査役候補者とした理由】

高井龍彦氏は、三井金属鉱業株式会社の最高財務責任者(CFO)兼財務担当執行役員及び監査役として長年にわたり活躍され、財務会計及び経営企画等に関する高度で幅広い見識を有しています。当社は、同氏がそれらの知見を活かし、取締役会及び監査役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たすことができると判断し、社外監査役候補者としたしました。

候補者番号

2

小林 彩子

(1975年10月14日生)

所有する当社株式の数： 5,600株
 監査役に在任年数： 3年9カ月
 取締役会出席状況： 15/15回
 監査役会出席状況： 15/15回



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録
 2009年1月 片岡総合法律事務所 パートナー
 2013年9月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師（2020年3月退任）
 2018年4月 弁護士法人片岡総合法律事務所 パートナー（現任）
 2019年6月 当社社外監査役（現任）
 2021年6月 株式会社武蔵野銀行 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

弁護士法人片岡総合法律事務所 パートナー
 株式会社武蔵野銀行 社外取締役

【社外監査役候補者とした理由】

小林彩子氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、各種訴訟等の紛争解決、コンプライアンス、リスクマネジメント及びガバナンス等の企業法務に関する高度で幅広い見識を有しています。当社は、同氏がそれらの知見を活かし、取締役会及び監査役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たすことができると判断し、社外監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者の高井龍彦及び小林彩子の両氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高井龍彦及び小林彩子の両氏は、社外監査役候補者です。
3. 高井龍彦及び小林彩子の両氏は、東京証券取引所定める「社外役員の独立性の判断に関する基準」及び当社定める「社外役員独立性判断基準」（23ページ）を充足しているため、各候補者が監査役に選任された場合には、全員が独立役員となる予定です。

-
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令で規定する額のいずれか高い額となります。この規定に基づき、高井龍彦及び小林彩子の両氏との間で当該契約を締結しておりますが、各候補者が監査役に選任された場合には、当該契約を継続する予定で
ず。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしておりますが、法令違反行為であることを認識して行った場合など、一定の免責事由があります。各候補者が監査役に選任された場合には、各候補者を被保険者とする現行の保険契約を2023年7月に更新して継続することを予定しております。
 6. 小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

以 上

(ご参考)

1. 取締役会の構成に関する方針

当社の「役員選解任方針」において、以下の通り定めています。

- (1) 取締役の員数は、定款の定めにより9名以内とする。
- (2) 取締役会は、3分の1以上を独立社外取締役とする。
- (3) 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力・専門性を全体としてバランスよく備え、ジェンダーや国際性・職歴・年齢等の面を含む多様性と適正規模を両立させる構成とする。

2. 取締役候補者のスキル・マトリックス

各取締役候補者のこれまでの経験をもとに、特に期待する専門的な知見を有する分野について、主なもの最大3つに印をつけています（有するすべての知見や経験を表すものではありません）。

主な専門的知見・分野	1	2	3	4	5	6	7
	堀田康之	河野誠	村澤俊之	松本和幸	天羽稔	藤原裕	菊間千乃
企業経営	○	○		○	○		
グローバル経験	○	○			○	○	
法務・リスクマネジメント							○
サステナビリティ (ESG)			○			○	○
資本効率経営・財務戦略			○			○	
モノづくり・品質				○			
イノベーション・DX・技術開発				○	○		
営業・マーケティング	○	○					
人事・人財開発			○				○

3. 社外役員独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役・社外監査役）または社外役員候補者が会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ下記①乃至⑤のいずれの事項にも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。

① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または過去10年間（注2）において当社グループの業務執行者であった者

（注1）「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であって、業務執行取締役その他の使用人のほか、執行役員、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者を含む。但し、①及び②における社外監査役の独立性判断においては、「業務執行者」に非業務執行取締役を加える。

（注2）「過去10年間」とは、社外役員への就任前10年間をいう。但し、当該過去10年内のいずれかのときにおいて、当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間を意味する。

② 当社グループを主要な取引先とする者（注3）またはその業務執行者

（注3）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であつて、直近事業年度における取引額（当社グループがその者に支払う額）がその者の年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。

③ 当社グループの主要な取引先（注4）またはその業務執行者

（注4）「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であつて、直近事業年度における取引額（その者が当社グループに支払う額）が当社グループの年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。

④ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（注5）またはその業務執行者

（注5）「主要な金融機関」とは、直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している金融機関またはその親会社もしくは子会社をいう。

⑤ 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産（注6）を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士もしくは税理士等の会計専門家またはコンサルタントである者（但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者）

(注6) 「多額の金銭その他の財産」とは、当該財産を得ている者が個人の場合は直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益、法人・組合等の団体である場合は過去3事業年度の平均で当該団体の連結総売上高または総収入額の2%以上の額の金銭その他の財産上の利益をいう。

- ⑥ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから多額の寄付または助成(注7)を受けている者(但し、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者である者)
- (注7) 「多額の寄付または助成」とは、直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産の寄付または助成をいう。
- ⑧ 当社の主要株主(注8)または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- (注8) 「当社の主要株主」とは、直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主をいう。
- ⑨ 当社グループが大口出資者(注9)となっている者またはその業務執行者
- (注9) 「大口出資者」とは、当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者をいう。
- ⑩ 当社グループから取締役(常勤・非常勤)を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において、上記②乃至⑩に該当していた者
- ⑫ 以下のいずれかに該当する者(但し、重要な地位にある者(注10)に限る)の近親者(注11)
- (1) 現在、当社グループの業務執行者または非業務執行取締役である者
 - (2) 過去3年間において当社グループの業務執行者であった者
 - (3) 上記②乃至⑩に該当する者
- (注10) 「重要な地位にある者」とは、取締役、執行役員、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者または部長相当職以上の上級管理職にある使用人をいう。但し、(3)においては社外取締役を除く。
- (注11) 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の概要

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等の対策が進んだことにより、行動規制や入国制限の撤廃等が進み、経済活動の回復が見られた一方で、中国のゼロコロナ政策やロシアのウクライナ侵攻による地政学リスクの発生等により、サプライチェーンの混乱、エネルギー資源や原材料価格の高騰等によるインフレの進行など、先行き不透明な状況が続きました。国内経済においても、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の拡大等により、まん延防止等重点措置の全面解除など行動制限が緩和され、景気は回復基調となりつつあったものの、変異株の再拡大や地政学リスクの発生に伴うエネルギー資源や原材料価格の高騰等により、厳しい状況が継続しました。

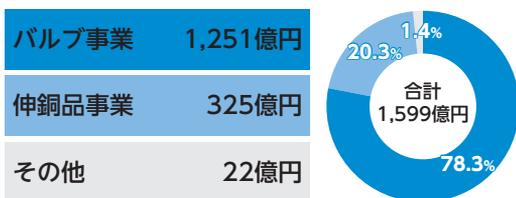
このような状況の中、当連結会計年度は、バルブ事業の国内市場では、前期及び当期に実施した価格改定効果のほか、半導体製造設備向けが好況を維持しました。また、海外市場においても、為替の影響のほか、米州向け及びアセアン向けを中心に増収となりました。伸銅品事業においては、原材料相場の上昇に伴う販売価格の上昇及び販売量の増加により増収となりました。その結果、売上高の総額は前期比17.8%増の1,599億14百万円となりました。

損益面では、営業利益は、バルブ事業において半導体製造設備向けが好調を維持したほか、景気回復に伴う国内及び海外市場における増収による増益等により、前期比22.9%増の110億51百万円となりました。経常利益は、円安による為替差益の発生があったことから前期比34.2%増の120億45百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比72.6%増の85億49百万円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高は1,025百万円減少し、売上原価は408百万円減少し、販売費及び一般管理費は311百万円減少し、営業利益は305百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ0百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は3百万円減少しております。

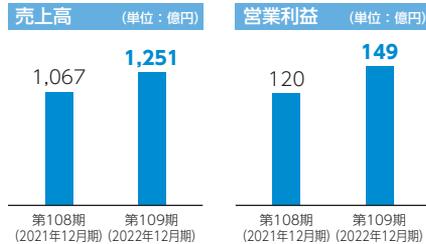
事業セグメント別の概況は以下の通りです。

○事業セグメント別連結売上高構成



バルブ事業

売上高構成比 78.3%



バルブ事業の外部売上高は、半導体製造設備向けは国内・海外とも増収となったほか、国内市場では価格改定効果が寄与し、海外市場においては、為替の影響のほか、米州向け及びアセアン向けが増収となったこと等から前期比17.3%増の1,251億89百万円となりました。

営業利益は、原材料価格高騰を価格改定効果でカバーするとともに、増収効果もあり前期比23.9%増の149億80百万円となりました。

伸銅品事業

売上高構成比 20.3%

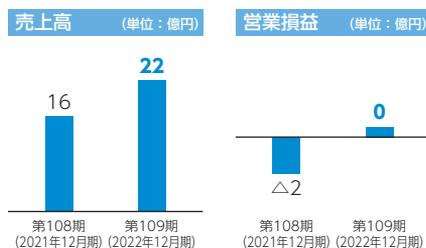


伸銅品事業の外部売上高は、売価に影響を与える原材料相場の上昇に伴う販売単価の上昇及び販売量の増加により、前期比18.8%増の325億13百万円となりました。

営業利益は、期中における原材料相場の急落に伴う販売単価の下落の影響やエネルギーコストの上昇等により、前期比66.6%減の2億22百万円となりました。

その他

売上高構成比 1.4%



その他の外部売上高は、ホテル事業でまん延防止等重点措置の全面解除など行動制限が緩和されたことによる宿泊客の増加等により、前期比32.6%増の22億12百万円となりました。

営業利益は、売上高の増加等により、68百万円（前期は2億43百万円の営業損失）となりました。

○企業集団の事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業セグメント の名称	第108期 (2021年12月期)		第109期 (2022年12月期)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
バルブ事業	106,754	78.6%	125,189	78.3%	18,434	17.3%
伸銅品事業	27,366	20.2	32,513	20.3	5,146	18.8
そ の 他	1,668	1.2	2,212	1.4	543	32.6
合 計	135,790	100	159,914	100	24,124	17.8

○企業集団の事業セグメント別営業損益

(単位：百万円)

事業セグメント の名称	第108期 (2021年12月期)		第109期 (2022年12月期)		前 期 比	
	金 額		金 額		金 額	増減率
バルブ事業		12,088		14,980	2,892	23.9%
伸銅品事業		665		222	△443	△66.6
そ の 他		△243		68	311	-
調 整 額		△3,519		△4,219	△699	-
合 計		8,990		11,051	2,060	22.9

② 設備投資の状況

バルブ事業において、当社及び半導体製造設備向け製造子会社を中心に、生産設備の新規投資や更新投資を行ったことにより、設備投資の総額は81億30百万円（無形固定資産含む）となりました。

③ 資金調達の状況

第3回公募社債100億円の償還がありましたが、同社債の償還の一部に充当することを目的として当社初となるサステナビリティ・リンク・ボンド100億円を起債したことなどにより、有利子負債残高(リース債務含む)は前期末比13億24百万円減の383億86百万円となりました。

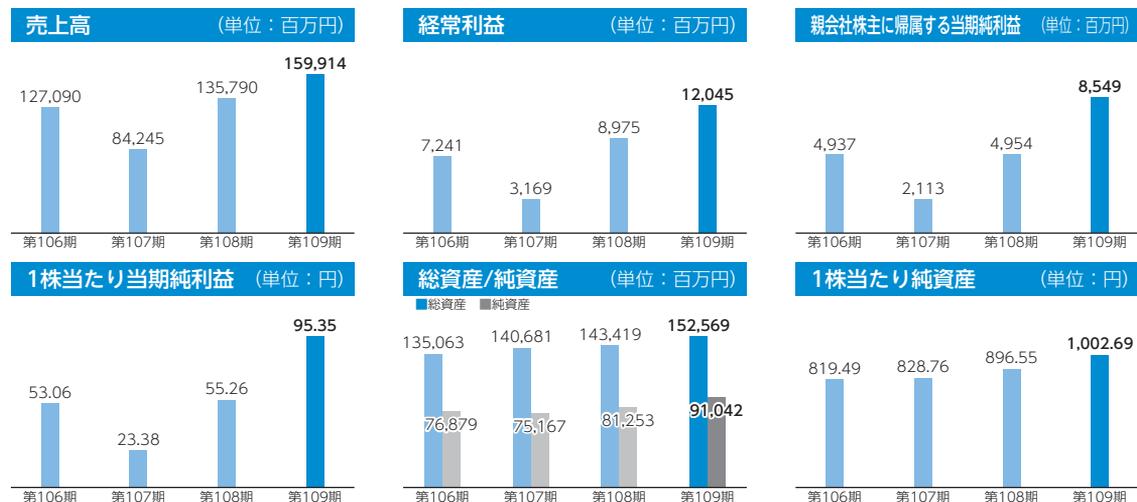
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第106期 (2020年3月期)	第107期 (2020年12月期)	第108期 (2021年12月期)	第109期 (2022年12月期)
売上高	127,090	84,245	135,790	159,914
経常利益	7,241	3,169	8,975	12,045
親会社株主に帰属 する当期純利益	4,937	2,113	4,954	8,549
1株当たり当期純利益	53.06円	23.38円	55.26円	95.35円
総資産	135,063	140,681	143,419	152,569
純資産	76,879	75,167	81,253	91,042
1株当たり純資産	819.49円	828.76円	896.55円	1,002.69円

- (注) 1. 第107期(2020年12月期)につきましては、決算期変更により2020年4月1日から2020年12月31日までの9カ月間となっております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、上記発行済株式総数については自己株式を除いております。
3. 当社は「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式については連結計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めるとともに、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。



② 当社の財産及び損益の状況

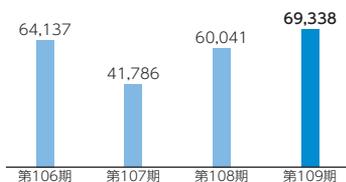
(単位：百万円)

区 分	第106期 (2020年3月期)	第107期 (2020年12月期)	第108期 (2021年12月期)	第109期 (2022年12月期)
売上高	64,137	41,786	60,041	69,338
経常利益	4,681	1,868	5,015	4,657
当期純利益	3,645	1,436	2,662	4,120
1株当たり当期純利益	39.17円	15.89円	29.70円	45.95円
総資産	102,569	110,478	110,065	107,706
純資産	52,962	51,878	53,584	55,645
1株当たり純資産	574.29円	578.72円	597.75円	620.13円

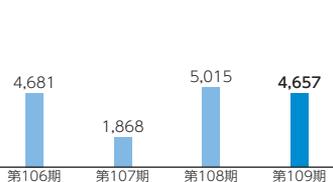
(注) 1. 第107期(2020年12月期)につきましては、決算期変更により2020年4月1日から2020年12月31日までの9カ月間となっております。

2. 注記事項につきましては①企業集団の財産及び損益の状況の注記をご参照ください。

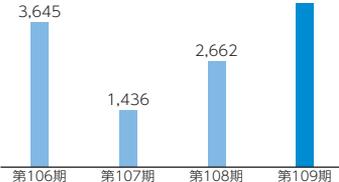
売上高 (単位：百万円)



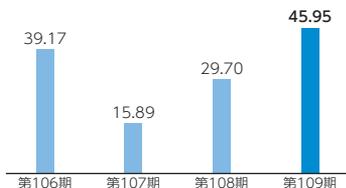
経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



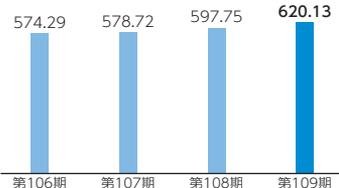
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



(3) 企業集団が対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、かつてない速さで変化してきております。新型コロナウイルス感染症拡大によりライフスタイルや働き方が変化し、また地球温暖化を背景とする脱炭素化などの持続可能な社会の実現への取り組みが求められております。

そのような中、当社グループは、2022年2月に企業理念である「キッツ宣言」を改定、長期経営ビジョン『Beyond New Heights 2030「流れ」を変える』及び中期経営計画を策定し、社内外に発信いたしました。そして、社会課題である「デジタル化」と「脱炭素化」を成長領域として捉え、現状のコア市場から成長分野・新規分野へのリソースのシフトを進めつつ、戦略的に投資を実行して収益構造を変化させていくという方向で事業を進めております。そのため、経営の基軸を「中長期的な投下資本収益性の向上」に置き、対外的には「ROE（自己資本利益率）」を、社内では「ROIC（投下資本利益率）」を主要KPI（重要業績評価指標）として目標管理を実施しております。また「ESG」についても、社会の要請に応じていくべく取り組みを進めております。

※キッツ宣言、長期経営ビジョン及び中期経営計画は下記URLをご参照ください。

キッツ宣言：<https://www.kitz.co.jp/company/philosophy/>

長期経営ビジョン：https://www.kitz.co.jp/investor_ir/management-policy/m_vision/

中期経営計画：https://www.kitz.co.jp/investor_ir/management-policy/m_plan/

① 経営方針

当社グループは2022年に2024年度を最終年度とする「第1期中期経営計画2024」を策定しており、中期経営計画の2年目に当たる2023年度は「“ROIC×ESG”経営」を経営方針に掲げ、企業価値の向上と社会価値の向上の両立を目指してまいります。

“ROIC × ESG”経営

■ROIC

- ・ ROICツリー展開により、社員全員が自分の役割と会社への貢献を実感できる
- ・ 資産効率を考え、在庫や債権回転日数の最小化と利益の最大化を目指す
- ・ 不採算製品を抽出して改善する（コストダウン、製品統合、値上、廃止）
- ・ 成長分野に積極的に投資し、スピードをもって成果を刈り取る

■ESG（サステナビリティ経営）

- ・ 「トリプルゼロ」で地球環境を守り、環境分野のビジネスを攻める
- ・ 人を資本と考え、能力向上とエンゲージメント向上のための環境づくりを行う
- ・ 合理的なリスクを取りつつ、許容を超えるリスクに対し適切に低減を図る
- ・ 透明性が高くかつ迅速に意思決定ができる経営体制を構築する

※トリプルゼロとは「CO₂ゼロ、環境負荷ゼロ、リスクゼロ」の取り組みを指します。

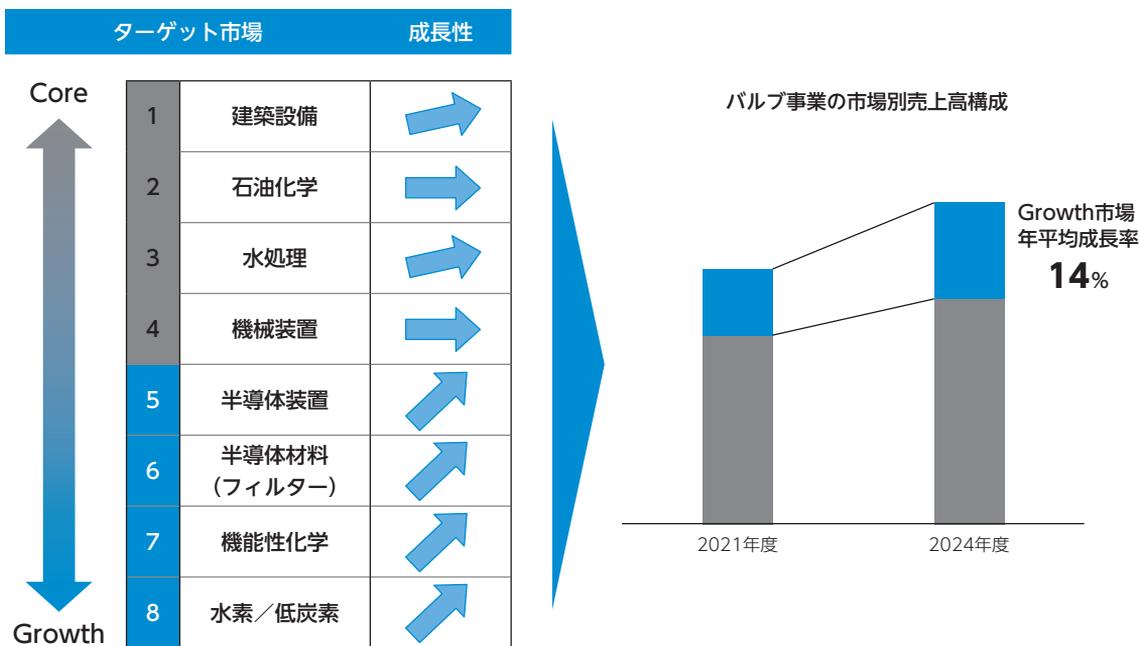
詳細につきましては、33ページをご参照ください。

② 事業戦略

イ. バルブ事業

a. 市場別

バルブ事業では、ターゲット市場を8つに区分し、当社グループが得意としている建築設備、石油化学、水処理及び機械装置市場をコア市場と位置づけ、その基盤をさらに強化して確固たる土台を築く一方、成長分野・新規分野である半導体装置、半導体材料（フィルター）、機能性化学及び水素/低炭素市場をグロース市場と位置づけて積極的にリソースを投下し、収益構造を変化させてまいります。



＜コア市場＞

市場	施策
建築設備	データセンター向け販売の強化 配管工法・材質の変化・自動化に対応した製品の開発及び販売拡大
石油化学	北米での規格認証製品のラインナップ拡大及び国内外でのメンテナンス事業の拡大
水処理	グループの技術・人財を集約した環境ソリューション事業部の立ち上げによる地下水浄化装置などの環境対応製品の販売強化
機械装置	環境規制物質の管理強化及び環境規制対応製品の拡充による環境に配慮した製品の販売拡大

＜グロース市場＞

市場	施策
半導体装置	生産能力増強のための国内新工場の稼働開始及び海外での販売強化
半導体材料 (フィルター)	生産能力増強のための工場新設及び微細化対応の技術確立とユーザー認証の取得促進による販売拡大
機能性化学	主要顧客の投資拡大に対応した新製品の開発・市場投入
水素/低炭素	水素事業部の立ち上げによる水素ステーション用パッケージユニット、水素用バルブの販売力強化及び積極的な研究開発の推進

b. 地域別

地域	施策
北米	各種認証品の市場投入、データセンター及び一般化学市場への販売拡大
中国	中国向け製品の開発、生産及び販売拡大による地産地消戦略推進
アセアン/インド	セカンドブランド品の本格投入によるミドルゾーンの販売拡大

□. 伸銅品事業

材料費低減のための設備投資を進めるとともに、高付加価値製品の成長市場への拡販を進め、収益性の向上を図ります。

③ 財務戦略・資本政策

経営の基軸を「中長期的な投下資本収益性の向上」に置き、対外的には「ROE」、社内では「ROIC」を主要KPIとして目標管理を実施し企業価値の向上を目指す一方で、将来の成長・ROE向上に向けた戦略投資の実行及び必要な資金調達を実施いたします。

(ご参考) サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、企業理念である「キッツ宣言」及び長期経営ビジョン『Beyond New Heights 2030「流れ」を変える』の実現に向けてグループ一体となってサステナビリティ経営を進めています。

環境（E）

■環境長期ビジョン

2021年12月、当社グループは環境長期ビジョン「3ZERO(トリプルゼロ)」を策定、公表しました。

① CO₂ゼロ

2024年度までに国内グループ会社で使用する電力を再生可能エネルギー化することにより、中期環境目標として2030年までに2013年比で90%以上の削減、長期環境目標として2050年までにはカーボンニュートラルとなることを目指しています。

② 環境負荷ゼロ

従来の大量消費型のモノづくりから持続可能な循環型社会に貢献するモノづくりに転換すべく、2022年度より資源循環推進タスクフォースを設置し、水資源、廃棄物、プラスチック、有害物質等を対象に取り組みをスタートしました。特に水資源については、2030年にウォーターニュートラルをKPIとして掲げ、節水、循環、涵養を推進してまいります。

また、廃棄物に関しては、埋立処分率をKPIとして掲げ、ゼロエミッションを進めます。

③ リスクゼロ

公害防止、労災防止及び火災防止活動を通じて、安全・安心なモノづくり、安定した操業の維持に取り組んでいます。

環境長期ビジョン 3ZERO（トリプルゼロ）		
①CO₂ゼロ 脱炭素の推進	②環境負荷ゼロ 資源循環の推進	③リスクゼロ 3防止（公害・労災・火災）
2030年 ▲90% 2050年 ▲100% カーボンニュートラル ※2013年比	-ウォーターニュートラル 節水、循環、涵養の推進 -ゼロエミッション 3Rの推進 録物砂再生利用の推進 梱包資材の配慮 ペーパーレス化の推進 グリーン調達 -汚染防止 脱VOC（塗料、塩素系溶剤）	-環境事故ゼロ 環境汚染：0件（排水、VOCなど） -労働災害ゼロ 重大事故：0件 休業度数率：0.10以下 -火災事故ゼロ 火災、爆発事故：0件

社会（S）

■KITZ Group Engagement Forum 2022を開催

企業理念や長期経営ビジョンの社内への浸透と、グループ一丸となった目標達成に向けて、経営陣と社員の対話イベント「KITZ Group Engagement Forum 2022」を開催しました。

本フォーラムは、社長をはじめとする経営陣と当社グループの社員が対話形式で議論を行います。社員が経営陣からのメッセージを受け取り、自分ごと化すること、経営陣が社員の意見を直接聴き、経営に反映させること、そして対話を通じて共通の価値観を醸成することを目的としています。

2022年度は、管理職と一般職のリーダーを合わせて728名が参加しました。少人数での開催にこだわり、経営陣は多くの社員の声に耳を傾けることができました。また開催後は、社員から出てきた要望への会社側の対応やその進捗状況のフィードバックも実施し、情報の積極的な見える化を進めています。

本フォーラムは、2023年度以降も継続的に開催し、長期経営ビジョンで掲げている「流れを変える」を、社員一人ひとりが体現する企業風土を醸成してまいります。

■健康経営優良法人に認定

2022年3月、優良な健康経営を実践する企業として、経済産業省より「健康経営優良法人」に認定されました。



2022 健康経営優良法人 Health and productivity

方針の5つの柱を基本に、特に、「身体の健康」「こころの健康」の両方の側面から様々な取り組みを行っています。「身体の健康」においては、社員自らが健康を維持、増進できるよう、本社及び各事業所に保健師・看護師を配置し社員の健康をサポートしたり、社員食堂においては、栄養士と連携したヘルシーメニューの提供などを行っています。「こころの健康」においては、役職者向けにはラインケア研修、新入社員をはじめとする一般職層にはセルフケア研修を実施しています。また、カウンセリング窓口を設けることで、社員一人ひとりに寄り添った支援を行える環境を整えています。

※健康経営宣言及び健康経営取り組み方針～5つの柱～は下記URLをご参照ください。

<https://www.kitz.co.jp/sustainability/social/safety-health/>

ガバナンス（G）

コーポレート・ガバナンスについては、透明・公正かつ迅速果断な経営の意思決定を可能とする経営体制、内部統制、リスクマネジメント及びコンプライアンスなど、グローバルな視点で管理体制の強化を進めています。なお、詳細な取り組みについては、50ページから53ページ及び当社ウェブサイト、株主総会資料 掲載ウェブサイト（2ページ）の情報をご参照ください。

(4) 重要な子会社の状況 (2022年12月31日現在)

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東洋バルブ(株)	100百万円	100%	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	90百万円	100	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティ	300百万円	100	半導体製造装置用配管部材の製造販売
(株)キッツマイクロフィルター	90百万円	100	濾過用機器及びその付属品の製造販売
KITZ (THAILAND) LTD.	503百万タイバーツ	92	バルブの製造販売
台湾北澤股份有限公司	200百万台湾元	100	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	49百万中国元	100	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	62百万中国元	100(100)	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	22百万中国元	100(100)	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	42百万中国元	100	バルブの製造販売
上海開滋国際貿易有限公司	10百万中国元	100	バルブの仕入販売
KITZ CORP. OF AMERICA	3,000千米ドル	100	バルブの仕入販売
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	64,000千ブラジルリアル	100	バルブの製造販売
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	421千ユーロ	100	バルブの製造販売
Perrin GmbH	500千ユーロ	100	バルブの製造販売
KITZ Corporation of Asia Pacific Pte. Ltd.	11,142千米ドル	100	バルブの仕入販売
Cephas Pipelines Corp.	2,554百万ウォン	100	バルブの製造販売
(株)キッツメタルワークス	490百万円	100	伸銅品の製造販売
(株)ホテル紅や	50百万円	100	ホテル及びレストランの経営

(注) 1. 出資比率の()内は子会社による出資比率を内数で表示しております。

2. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

3. KITZ Europe GmbHとPerrin GmbHは2022年1月1日付でKITZ Europe GmbHを存続会社、Perrin GmbHを消滅会社とする吸収合併を行い、存続会社であるKITZ Europe GmbHは商号をPerrin GmbHに変更しております。

4. 上海開滋国際貿易有限公司は2023年1月29日付で、開滋流体控制(上海)有限公司に商号を変更しております。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループの主要な製品または事業名

事業区分	主要な製品または事業名
バルブ事業	青銅バルブ、鉄鋼バルブ、その他バルブ関連製品、濾過関連製品及びその付属品の製造販売
伸銅品事業	伸銅品及び伸銅加工品の製造販売
そ の 他	ホテル及びレストランの経営

(6) 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	千葉市	新 潟 営 業 所	新潟市
長 坂 工 場	山梨県北杜市	北 陸 営 業 所	富山市
伊 那 工 場	長野県伊那市	甲 信 営 業 所	長野県茅野市
茅 野 工 場	長野県茅野市	東 海 営 業 所	静岡市
北 海 道 営 業 所	札幌市	名 古 屋 営 業 所	名古屋市
東 北 営 業 所	仙台市	大 阪 営 業 所	大阪市
北 関 東 営 業 所	さいたま市	岡 山 営 業 所	岡山市
東 京 営 業 所	東京都中央区	広 島 営 業 所	広島市
横 浜 営 業 所	横浜市	九 州 営 業 所	福岡市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
東洋バルヴ(株)	東京都中央区
(株)清水合金製作所	滋賀県彦根市
(株)キッツエスシーティー	群馬県太田市
(株)キッツマイクロフィルター	長野県茅野市
KITZ (THAILAND) LTD.	タイ (サムットプラカーン県)
台湾北澤股份有限公司	台湾 (高雄市)
北澤閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
北澤精密機械(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
連雲港北澤精密閥門有限公司	中華人民共和国 (江蘇省)
上海開滋国際貿易有限公司	中華人民共和国 (上海市)
KITZ CORP. OF AMERICA	アメリカ (テキサス州)
Metalúrgica Golden Art's Ltda.	ブラジル (リオグランデ・ド・スル州)
KITZ CORP. OF EUROPE, S.A.	スペイン (バルセロナ県)
Perrin GmbH	ドイツ (ヘッセン州)
KITZ CORP. OF ASIA PACIFIC PTE. LTD.	シンガポール
Cephas Pipelines Corp.	韓国 (釜山広域市)
(株)キッツメタルワークス	長野県茅野市
(株)ホテル紅や	長野県諏訪市

- (注) 1. (株)キッツエスシーティーの主要な事業所は工場所在地を記載しております。
 2. KITZ Europe GmbHとPerrin GmbHは2022年1月1日付でKITZ Europe GmbHを存続会社、Perrin GmbHを消滅会社とする吸収合併を行い、存続会社であるKITZ Europe GmbHは商号をPerrin GmbHに変更しております。
 3. 上海開滋国際貿易有限公司は2023年1月29日付で、開滋流体控制(上海)有限公司に商号を変更しております。

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
バルブ事業	4,893名	169名増
伸銅品事業	242	1名減
その他の	82	3名増
全社（共通）	135	28名増
合計	5,352	199名増

- (注) 1. 上記には当社グループからグループ外への出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。
2. 全社（共通）は特定のセグメントに属さない管理部門の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,422名	26名増	40.1歳	14.3年

- (注) 上記には出向者及び臨時・嘱託の使用人を含めておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先及び借入額（2022年12月31日現在）

（単位：百万円）

名称	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,814
株式会社八十二銀行	1,109
株式会社みずほ銀行	964
株式会社三菱UFJ銀行	940
株式会社千葉銀行	521

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 90,117,974株
(注) 上記の発行済株式の総数には、当事業年度末において保有する自己株式278,537株を含めておりません。
- ③ 株主数 14,651名
(注) 株主数には当社を含めておりません。

④ 大株主（上位10名）

名 称	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	9,534千株	10.58%
北 沢 会 持 株 会	4,926	5.47
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,303	4.78
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	4,267	4.73
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	3,422	3.80
公 益 財 団 法 人 北 澤 育 英 会	3,411	3.79
キ ッ ツ 取 引 先 持 株 会	3,312	3.68
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,553	2.83
キ ッ ツ 従 業 員 持 株 会	2,162	2.40
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	1,702	1.89

(注) 1. 当社は2022年12月31日現在、自己株式278千株を保有しております。

また、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。

なお、当社は「役員報酬BIP信託」を採用しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が当社株式を418千株を保有しておりますが、当該自己株式には含めておりません。

2. 上記の持株数には信託業務に係る株式を次の通り含んでおります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 9,534千株
株式会社日本カストディ銀行 4,267千株

3. 住友生命保険相互会社の持株数には変額口5千株及び特別勘定7千株を含んでおります。

⑤ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	交付した株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	123,245株	4名

(注) 1. 上記123,245株のうち、58,948株については、役員報酬BIP信託における社内取締役の退任時に交付した株式数となります。

なお、上記58,948株のうち、47,100株については、株式として交付し、残りの11,848株については、当該BIP信託の仕組みに従い、納税資金充当のため売却し、金銭にて支給しております。

2. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2.会社の現況 (2)会社役員に関する事項 ⑤取締役及び監査役の報酬等」(42ページ)に記載しております。

(2) 会社役員に関する事項（2022年12月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

氏 名	当社における地位及び担当
堀 田 康 之	代表取締役会長（取締役会議長）
河 野 誠	代表取締役社長（社長執行役員）
村 澤 俊 之	取 締 役 (常務執行役員、経営企画本部長、関連事業（伸銅品事業、サービス事業）、ESG、内部監査室及び内部統制担当)
松 本 和 幸	社 外 取 締 役
天 羽 稔	社 外 取 締 役
藤 原 裕	社 外 取 締 役
菊 間 千 乃	社 外 取 締 役
近 藤 雅 彦	常 勤 監 査 役
木 村 太 郎	常 勤 監 査 役
高 井 龍 彦	社 外 監 査 役
作 野 周 平	社 外 監 査 役
小 林 彩 子	社 外 監 査 役

(注) 1. 当社は社外取締役 松本和幸、天羽稔、藤原裕及び菊間千乃の各氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。

2. 当社は社外監査役 高井龍彦、作野周平及び小林彩子の各氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。

3. 当事業年度中における取締役の異動

氏 名	退任時の地位	退任年月日
名 取 敏 照	取 締 役	2022年3月29日

4. 監査役 近藤雅彦氏は、グループ会社を統括する管理部門担当の取締役として当社の経営に携わり、経営基盤の強化やグループリスクマネジメント体制の構築及び強化を推し進めるなど、事業経営、労務に関する知識・経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。
5. 監査役 木村太郎氏は、長年にわたり当社の経理・財務部門を主管するとともに、グループ会社を統括する管理部門担当の執行役員として内部統制システムの整備と内部監査機能の強化に加え、リスクマネジメント体制の構築を推し進めるなど、監査役に期待される内部統制及びリスク管理並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 社外監査役 高井龍彦氏は、三井金属鉱業株式会社において、長年同社の経理、財務、管理、経営企画等の業務を担当されたのち、同社の最高財務責任者(CFO)兼上席執行役員及び常勤監査役を歴任され、財務及び会計並びに監査役の職務に関する相当程度の知見を有しています。
7. 社外監査役 作野周平氏は、横河電機株式会社において、グループを統括する経営管理部門における幅広い経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等の経験を通じてコーポレート・ガバナンスに関する見識も備えるなど、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。
8. 社外監査役 小林彩子氏は、企業法務、コンプライアンス、M&A及び危機管理その他幅広い分野において高度な専門知識を有する弁護士であり、監査役に期待されるコーポレート・ガバナンス、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能並びに会計監査人の職務執行の監視・検証機能等に関する相当程度の知見を有しています。
9. 菊間千乃氏の戸籍上の氏名は吉田千乃であります。
10. 小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役である者を除く。本項において以下同じ。）及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめ、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役及び監査役との間に、その取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 取締役及び監査役の主な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職する他の法人名	兼職の内容
取 締 役	堀 田 康 之	公益財団法人北澤美術館	理 事 長
	河 野 誠	(株)キッツエスシーティー	取 締 役
	村 澤 俊 之	(株)キッツメタルワークス	取 締 役
(株)キッツマイクロフィルター		取 締 役	
常 勤 監 査 役	近 藤 雅 彦	東洋バルブ(株)	監 査 役
		(株)キッツエスシーティー	監 査 役
		(株)キッツマイクロフィルター	監 査 役
		(株)ホテル紅や	監 査 役
		台湾北澤股份有限公司	監 査 役
		北澤精密機械(昆山)有限公司	監 査 役
		北澤半導体閥門(昆山)有限公司	監 査 役
	木 村 太 郎	公益財団法人北澤美術館	監 事
		(株)清水合金製作所	監 査 役
		(株)キッツメタルワークス	監 査 役
		北澤閥門(昆山)有限公司	監 査 役
	連雲港北澤精密閥門有限公司	監 査 役	
	上海開滋国際貿易有限公司	監 査 役	

(注) 1. 兼職する他の法人で当社と同一の事業に属する法人は次の通りであります。

(名 称)	(事業の内容)
東洋バルブ(株)	バルブの仕入販売
(株)清水合金製作所	バルブの製造販売
(株)キッツエスシーティー	半導体製造装置用配管部材の製造販売
台湾北澤股份有限公司	バルブの製造販売
北澤閥門(昆山)有限公司	バルブの製造販売
北澤精密機械(昆山)有限公司	バルブの製造販売
北澤半導体閥門(昆山)有限公司	半導体製造装置用配管部材の製造販売
連雲港北澤精密閥門有限公司	バルブの製造販売
上海開滋国際貿易有限公司	バルブの仕入販売

2. 取締役 堀田康之氏の主な兼職のうち、公益財団法人北澤美術館の理事長の兼職は重要な兼職に該当します。
3. 監査役 近藤雅彦氏の主な兼職のうち、公益財団法人北澤美術館の監事の兼職は重要な兼職に該当します。
4. 上海開滋国際貿易有限公司は2023年1月29日付で、開滋流体控制(上海)有限公司に商号を変更しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役・監査役（いずれも退任者を含みます）であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して株主や第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。但し、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填の対象としないこととしています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取 締 役 (うち社外取締役)	249 (43)	143 (43)	76 (-)	28 (-)	8 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	71 (28)	71 (28)	- (-)	- (-)	5 (3)
計 (うち社外役員)	320 (72)	215 (72)	76 (-)	28 (-)	13 (7)

- (注) 1. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等として、金銭報酬等及び非金銭報酬等を支給しています。
2. 金銭報酬等は、基本報酬及び業績連動報酬（賞与）です。上記表の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与及び賞与は含んでおりません。なお、使用人としての給与の額は16百万円、賞与の額は25百万円です。
3. 上表には、2022年3月29日開催の第108回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬）に基づく当社の株式です。当該株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）を対象に、取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で、役員及び業績指標に基づき算定される額等に応じて当社株式の割当てまたは交付を行う長期のインセンティブ報酬です。なお、上記表の支給額には使用人兼務取締役の使用人としての株式報酬（2百万円）は含んでおりません。割当ての際の条件等は「□. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の通りです。
5. 社外取締役には基本報酬のみを支給しています。

6. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内）と決議しています（使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含まない）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役3名）です。また、金銭報酬とは別枠の非金銭報酬として、2022年3月29日開催の第108回定時株主総会において、取締役の譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度を決議しています。当該定時株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役の員数は、3名です。
7. 監査役の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しています。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。
8. 報酬等の額には、当事業年度に役員賞与引当金として計上した役員賞与76百万円及び費用として計上した株式報酬28百万円が含まれております。

□. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針」（以下「本方針」という）を定めています。

本方針において、取締役の報酬等は、長期経営ビジョン及び中期経営計画の達成並びに当社グループの企業価値向上を図るためのインセンティブとなることを目指しており、基本報酬及び業績連動報酬（賞与）並びに業績連動型株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬）により構成されています。

また、報酬等の内容については、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用し、同業、同規模及び他業種の企業の役員報酬水準を参考に毎年検証を行い、職責及び人材確保の観点から適切な報酬となるよう設定しており、報酬委員会の答申に基づいて、取締役会において決定しています。

なお、本方針の概要は以下の通りです。

a. 報酬体系

取締役の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬（賞与）」及び長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬）」から構成されています。なお、社外取締役の報酬は基本報酬のみとし、「業績連動報酬（賞与）」及び「業績連動型株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬）」は支給していません。また、取締役の役位ごとの報酬等の構成比は次の通りです。

役 位	取締役の報酬等の構成比			合 計
	固定報酬	短期 インセンティブ	長期 インセンティブ	
	基本報酬	業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	
代表取締役会長	47%	40%	13%	100%
代表取締役社長執行役員	46%	41%	13%	100%
取締役常務執行役員	49%	40%	11%	100%

i. 固定報酬 [基本報酬]

「基本報酬」は、当社の経営環境、対象者の役割及び他社動向を踏まえ、役位ごとに基準額を設定しています。

ii. 短期インセンティブ [業績連動報酬 (賞与)]

「業績連動報酬 (賞与)」は、業績向上への意欲を高めるため、担当業務の単年度業績評価と連動することが望ましいとの考えから、親会社株主に帰属する当期純利益を基準とし、次の要件を満たす場合に親会社株主に帰属する当期純利益の1%相当額 (賞与の総額) を支給することとしています。

- 株主への年間配当金 (12カ月) が10円以上実施できること。
- 多額な特別利益により親会社株主に帰属する当期純利益の確保がなされていないこと。
- 連結及び単体の営業利益、経常利益及び当期純利益 (親会社株主に帰属する当期純利益) が適正に創出されており、適正な配当性向が維持されていること。

なお、取締役の個人別の支給額は、賞与の総額をもとに次の役位別係数及び個人業績目標の評価結果係数により算出します。

役位	代表取締役会長	代表取締役社長執行役員	取締役常務執行役員
係数	3	2	1

業績連動報酬 (賞与) の算定に用いた指標の目標値及び実績は以下の通りです。

業績連動報酬に係る主な指標	2022年度目標 (2022年2月公表値)	2022年度実績
	親会社株主に帰属する当期純利益	63億円

iii. 長期インセンティブ [業績連動型株式報酬 (譲渡制限付株式報酬・事後交付型業績連動型株式報酬)]

当社グループの持続的な業績向上と企業価値向上への貢献意識を高めること及び株主との一層の価値共有を目的として、取締役 (社外取締役を除く) を対象に、役位及び業績指標に基づき算定される額等に応じて当社株式の割当てまたは交付を行う長期のインセンティブ報酬として、業績連動型株式報酬 (譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬) を支給しています。なお、当該株式報酬は、取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で取締役 (社外取締役を除く) を対象とする非金銭報酬となります。

(a) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のため、現行の金銭報酬枠とは別枠で年額300万円以内の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、株式の割当てを行うものです。

(b) 事後交付型業績連動型株式報酬

事後交付型業績連動型株式報酬は、当社取締役会が定める評価期間 (1月1日から12月31日まで) 中の当社取締役会が別途定める業績指標に基づき算定される額等に応じて、現行の金銭報酬とは別枠で年額200万円以内 (使用人兼務取締役の使用人の地位に基づく付与分を含まない) の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、株式の割当てを行うものです。

b. 報酬の決定

各年度における取締役の個人別の報酬等については、「報酬委員会」が、その内容が本方針に沿うものであるか確認し、その妥当性についての審議結果を取締役に答申しています。取締役会は、報酬委員会からの答申により、取締役の個人別の報酬等が本方針に沿うものであることを確認のうえ、決定しています。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等については、取締役会が、報酬委員会からの答申の内容を踏まえ、本方針に沿うものであると判断し、決定しました。

八. 監査役の報酬

監査役全員の報酬総額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定され、監査役の個人別の報酬等の内容については、監査役の協議により決定しています。なお、監査役の報酬は、基本報酬のみとし、「業績連動報酬 (賞与) 」及び「業績連動型株式報酬」の支給はしていません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- a. 社外取締役 松本和幸氏は、株式会社トプコンの社外取締役を兼任しております。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- b. 社外取締役 天羽稔氏は、大塚化学株式会社及び株式会社エンプラスの社外取締役を兼任しております。なお、これらの会社と当社との間には特別の関係はありません。
- c. 社外取締役 藤原裕氏は、鴻池運輸株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- d. 社外取締役 菊間千乃氏は、当社と法律顧問契約を締結している弁護士法人松尾綜合法律事務所の代表弁護士（社員弁護士）を兼任しております。当社グループから同法人に支払われる顧問料金及び法律相談料金等の合計額は、同法人の過去3事業年度平均の年間売上高の2%未満であり、かつ当社の当事業年度の年間連結売上高の1%未満であります。
同氏は、アルコニックス株式会社の社外取締役を兼任しております。同社グループと当社グループとの間には売買取引がありますが、当社グループが同社グループから購入する鑄物・材料等の取引は当社の当事業年度の年間連結売上高の3%未満、当社グループから同社グループへ販売する製品の取引は当社の当事業年度の年間連結売上高の1%未満であります。
また、同氏は、株式会社コーセー及びタキヒヨー株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、これらの会社と当社との間には特別の関係はありません。
- e. 社外監査役 作野周平氏は、ジャパニアス株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- f. 社外監査役 小林彩子氏は、弁護士法人片岡綜合法律事務所の弁護士（パートナー）及び株式会社武蔵野銀行の社外取締役を兼任しております。なお、同法人及び同社と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	出席回数	主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	松 本 和 幸	取締役会 15/15回 (100%)	製造業の企業経営者としての豊富な経験と技術開発及びモノづくり等に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、指名・報酬委員会の委員長を務めました。
社 外 取 締 役	天 羽 稔	取締役会 15/15回 (100%)	製造業の企業経営者としての豊富な経験とグローバルな事業展開及び技術開発等に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めました。
社 外 取 締 役	藤 原 裕	取締役会 15/15回 (100%)	金融機関の海外責任者・製造業の財務担当役員としての豊富な経験と経営管理、財務戦略及びガバナンス等に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めました。
社 外 取 締 役	菊 間 千 乃	取締役会 15/15回 (100%)	弁護士としての豊富な経験とコンプライアンス及びリスクマネジメント等の企業法務に関する高度な見識を活かし、取締役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めました。

区 分	氏 名	出席回数	主な活動状況
社 外 監 査 役	高 井 龍 彦	取締役会 15/15回 (100%) 監査役会 15/15回 (100%)	製造業における最高財務責任者（CFO）及び監査役としての豊富な経験と財務会計及び経営企画等に関する高度な見識を活かし、取締役会及び監査役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。
社 外 監 査 役	作 野 周 平	取締役会 15/15回 (100%) 監査役会 15/15回 (100%)	製造業における経営管理担当役員としての豊富な経験と財務会計、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等に関する高度な見識を活かし、取締役会及び監査役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。
社 外 監 査 役	小 林 彩 子	取締役会 15/15回 (100%) 監査役会 15/15回 (100%)	弁護士としての豊富な経験とコンプライアンス及びリスクマネジメント等の企業法務に関する高度な見識を活かし、取締役会及び監査役会において積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たしました。

(3) 会計監査人に関する事項

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	75百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	2百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	103百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額に記載した金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である社債発行に伴うコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。
3. 当社の重要な海外子会社におきましては当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が監査計画の策定において、監査品質を確保するために必要十分な監査体制と監査時間を見込んでいくかについて、監査役会の定めた評価基準に沿って検討するとともに、前期の監査の有効性・効率性、追加報酬精算の有無、監査時間と報酬単価の過年度推移、報酬見積りの算定根拠及び非監査業務契約の締結状況等を勘案し審議した結果、会計監査人の監査計画は適切であり、その報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- イ. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
- ロ. 監査役会は、会計監査人の独立性、適格性等に重大な疑義が認められる場合、または職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等に重要な不備が認められ、監査品質の確保に向けた改善の見込みがないと思料される場合など、会計監査人が監査品質を維持し、継続してその職務を適正に遂行することが困難であると判断される場合には、当該会計監査人を解任または不再任とする株主総会の議案の内容及び新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定いたします。
- ハ. 監査役会は、会計監査人の監査品質、独立性、適格性、信頼性、有効性、効率性等を総合的に評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、現任の会計監査人を再任せず、新たな会計監査人を選任する株主総会の議案の内容を決定いたします。

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることは、企業の社会的責任を果たし、経営の効率性や透明性を高め、持続的な企業価値の向上に資するものであることを認識しています。そのため、あらゆるステークホルダーからの信頼に応え、企業の社会的使命と責任を果たすとともに、コンプライアンスを重視し、かつ経営環境の変化に対応できる適確かつ迅速なトップマネジメント及び業務執行の体制を整備し、継続的に運用することにより実効性のあるコーポレート・ガバナンスを目指します。

この実現に向け、当社の企業統治に関する基本方針を取りまとめた「コーポレート・ガバナンス基本方針」を定め、本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。

※「コーポレート・ガバナンス基本方針」及び「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等のコーポレート・ガバナンスに関連する事項については下記URLをご参照ください。

コーポレート・ガバナンスの概要：<https://www.kitz.co.jp/sustainability/governance/>

(2) コーポレート・ガバナンスの体制

① 企業統治機構及び当該企業統治機構を採用する理由

当社は、会社法上の機関設計として「監査役会設置会社」を選択し、独立社外取締役を取締役会の3分の1以上選任することにより、業務執行の監督機能、助言機能、利益相反の監督機能の強化を行うとともに、業務執行取締役及び執行役員を選任により、業務執行に係る迅速な意思決定を図っています。これにより取締役会に経営に関する重要事項の意思決定と業務執行の監督に関する権限及び責任を集中させ、取締役相互の職務執行の監督を行うとともに、独立した客観的な立場から監査役及び監査役会が取締役会に対する実効性の高い監視を行うことにより、適切な意思決定及び業務執行が行われ、牽制が十分に効くコーポレート・ガバナンス体制を実現しており、企業統治は有効に機能していると判断しています。

② 取締役会・取締役

取締役会・取締役は、株主に対する経営の受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の最大化を図る使命を負っています。取締役会は、当該責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するほか、経営の重要な諸課題について闊達な議論を行うとともに、経営戦略や中期経営計画、年度経営計画及び経営の基本方針等の決定並びに法令、定款または取締役会規程に定める重要な事項について審議し、経営の意思決定を行っています。また、取締役は、各業務執行取締役から定期的に業務執行の状況報告を受けることなどにより、取締役相互に職務の執行を監督しています。

取締役会は、取締役7名で構成しており、経営監督機能の強化を図るため、そのうち現在は4名を独立社外取締役（取締役会の過半数）としています。なお、取締役の多様性を確保するため、女性の取締役（社外取締役）1名を選任しています。

取締役会は、原則として、毎月定例取締役会を、四半期ごとに決算取締役会を、必要に応じて臨時取締役会をそれぞれ開催しています。

③ 指名委員会・報酬委員会

取締役会は、取締役候補、監査役候補及び執行役員に係る人事並びに取締役及び執行役員の報酬について、公正性及び透明性を担保するため、過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を取締役会の任意の諮問機関として設置しています。

指名委員会は、当社が定める「役員選解任方針」に基づき、取締役候補、監査役候補及び執行役員の指名並びに次期役員候補者の人財育成などについて、報酬委員会は取締役及び執行役員等の報酬方針その他役員報酬に関する重要な事項について、それぞれ審議を行い、その結果を取締役会に答申しています。

指名委員会及び報酬委員会は、いずれも取締役会で選定された取締役3名以上の委員で構成（過半数は独立社外取締役）され、各委員会の委員長は委員の互選により独立社外取締役の中から選定しています。なお、委員のうち1名は取締役会長（空位のときは取締役社長とする）を選定しています。

④ 取締役会の実効性の確保

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、取締役会全体の機能向上を図ることを目的として、毎年、すべての取締役及び監査役を対象にアンケート方式による「取締役会の実効性に関する評価」を行っています。当該アンケート調査は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づき、特に重要な事項について記名式の質問票を配布し、回答を得る方法で行っています。また、取締役会は、得られた回答の集計結果及び今後の実効性改善に関する意見を踏まえ、取締役会において現状の評価結果の検証、課題の共有及び今後の改善対応などの取り組みについて議論しています。

2022年2月に実施したアンケート調査は、経営戦略の策定及び実行、サステナビリティに関する取り組み、取締役会の構成、役員の指名・報酬、監査、社外取締役、取締役会の審議の活性化、株主その他ステークホルダーへの対応に関する項目について行いました。その結果、当社取締役会は実効性が概ね確保できているとの評価が得られました。

⑤ 監査役会・監査役

監査役会・監査役は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える企業統治体制を確立するために株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務執行に係る業務監査・適法性監査及び会計監査人による計算書類等の監査方法と結果の相当性の判断を行っています。また、取締役会における業務執行取締役の報告義務の履行状況と社外取締役を中心とした取締役相互の経営監督機能の実効性の監視に加え、意思決定プロセスと決定内容の適法性・妥当性について検証するとともに、取締役会において必要な意見を述べています。

監査役会は、監査報告書を作成するほか、監査役監査基準、監査計画及び役割分担に従って監査役監査を行うなど、取締役の職務執行を監視し、法的義務の履行状況について検証しています。また、会計監査人の品質管理体制、独立性等を確認するとともに、職務の遂行状況を監視し、その監査の結果の相当性を検証しています。また、監査役会は、会計監査人の再任の適否を事業年度ごとに審議するとともに、監査計画の相当性と監査報酬の妥当性について審議しています。

監査役会は、監査役5名で構成しており、そのうち3名は実効性の高い監査及び経営の監視機能の強化を図るため、社外監査役（独立役員）としています。また、「役員選解任方針」を踏まえ、監査役の役割・責務を果たすために必要な知識・経験・能力・専門性を全体としてバランスよく備える構成とするとともに、財務・会計に関する十分な知見を有する者1名以上を含めることとしています。また、監査役会の多様性を確保するため、女性の監査役（社外監査役）1名を選任しています。

監査役会の開催については、原則として毎月定例監査役会を、その他必要に応じて臨時監査役会をそれぞれ開催しています。また、監査役会は、会計監査人及び内部監査室の三者で構成する三様監査会合を定期的に開催し、各監査機関の報告並びに監査情報の共有及び監査要点等についての意見交換を行うなど、内部監査、会計監査及び監査役監査の3つの監査の連携を図っています。加えて、三様監査会合のうち年数回程度については、独立社外取締役を加えた四様監査・監督会合の場とし、情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を図っています。

⑥ 独立役員

当社は、東京証券取引所の社外役員独立性判断基準よりさらに厳しい要件による「社外役員独立性判断基準」（23ページ）を定めています。また、社外取締役及び社外監査役的全員は、当社の「社外役員独立性判断基準」及び東京証券取引所の社外役員独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届出をしています。

配当時期につきましては、中間及び期末の年2回を基本としております。なお、株主の皆様への剰余金の配当等を機動的に実施するため、剰余金の配当の決定機関は取締役会としています。

また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の実施などを目的として、中長期の成長のための必要な投資額等を考慮したうえで、株式市場及び当社株価の動向、手元資金の状況等を勘案し、自己株式の取得を適宜実施していきます。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針等を勘案し1株当たり18円とさせていただきます。これにより、当事業年度の年間配当金は、中間配当（1株当たり15円）を含め、33円となり、連結配当性向は34.6%となります。

なお、翌事業年度の配当金については、連結業績予想による親会社株主に帰属する当期純利益の場合、1株当たり年間33円を見込んでおります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	93,177
現金及び預金	24,370
受取手形、売掛金及び契約資産	22,400
電子記録債権	11,139
商品及び製品	13,765
仕掛品	7,542
原材料及び貯蔵品	11,699
その他	2,431
貸倒引当金	△171
固定資産	59,392
有形固定資産	45,200
建物及び構築物	12,079
機械装置及び運搬具	12,393
工具・器具及び備品	5,601
土地	9,910
建設仮勘定	3,616
その他	1,598
無形固定資産	3,164
のれん	301
その他	2,863
投資その他の資産	11,027
投資有価証券	7,120
退職給付に係る資産	192
繰延税金資産	1,409
その他	2,305
貸倒引当金	△2
資産合計	152,569

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	23,335
支払手形及び買掛金	8,975
1年以内償還予定社債	312
短期借入金	856
1年以内返済予定長期借入金	1,985
未払法人税等	1,356
未払消費税等	220
賞与引当金	2,872
役員賞与引当金	252
その他	6,503
固定負債	38,190
社債	30,405
長期借入金	3,361
繰延税金負債	826
役員退職慰労引当金	271
役員株式給付引当金	197
退職給付に係る負債	744
資産除去債務	500
その他	1,884
負債合計	61,526
(純資産の部)	
株主資本	84,387
資本金	21,207
資本剰余金	5,729
利益剰余金	57,911
自己株式	△460
その他の包括利益累計額	5,553
その他有価証券評価差額金	1,916
為替換算調整勘定	3,716
退職給付に係る調整累計額	△79
株式引受権	20
非支配株主持分	1,081
純資産合計	91,042
負債純資産合計	152,569

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		159,914
売上原価		121,094
売上総利益		38,819
販売費及び一般管理費		27,768
営業利益		11,051
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	278	
為替差益	387	
助成金収入	239	
雑益	625	1,532
営業外費用		
支払利息	254	
手形売却損	75	
社債発行費	60	
雑損失	147	538
経常利益		12,045
特別利益		
有形固定資産売却益	46	
その他	0	46
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	77	
その他	9	87
税金等調整前当期純利益		12,004
法人税、住民税及び事業税	3,353	
法人税等調整額	△77	3,275
当期純利益		8,729
非支配株主に帰属する当期純利益		179
親会社株主に帰属する当期純利益		8,549

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,207	5,726	51,708	△492	78,149
会計方針の変更による累積的影響額			△3		△3
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,207	5,726	51,704	△492	78,145
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,343		△2,343
親会社株主に帰属する当期純利益			8,549		8,549
自己株式の取得				△45	△45
自己株式の処分				35	35
譲渡制限付株式報酬		2		42	44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	2	6,206	32	6,241
当期末残高	21,207	5,729	57,911	△460	84,387

	その他の包括利益累計額				株式引受権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,678	368	172	2,219	-	884	81,253
会計方針の変更による累積的影響額							△3
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,678	368	172	2,219	-	884	81,250
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,343
親会社株主に帰属する当期純利益							8,549
自己株式の取得							△45
自己株式の処分							35
譲渡制限付株式報酬							44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	237	3,347	△251	3,334	20	197	3,551
連結会計年度中の変動額合計	237	3,347	△251	3,334	20	197	9,792
当期末残高	1,916	3,716	△79	5,553	20	1,081	91,042

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	48,838
現金及び預金	13,823
受取手形	465
電子記録債権	6,748
売掛金	8,999
契約資産	614
商品及び製品	3,917
仕掛金	2,609
原材料及び貯蔵品	1,901
短期貸付金	7,926
その他	1,834
貸倒引当金	△2
固定資産	58,867
有形固定資産	16,331
建物	3,956
構築物	468
機械及び装置	3,274
工具・器具及び備品	4,612
土地	3,315
建設仮勘定	425
その他	277
無形固定資産	2,412
投資その他の資産	40,123
投資有価証券	5,114
関係会社株式	29,054
長期貸付金	3,676
繰延税金資産	481
その他	1,795
資産合計	107,706

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	17,536
買掛金	5,960
1年以内償還予定社債	312
短期借入金	5,894
1年以内返済予定長期借入金	1,224
未払法人税等	670
賞与引当金	1,333
役員賞与引当金	76
その他	2,064
固定負債	34,524
社債	30,405
長期借入金	2,527
役員株式給付引当金	197
その他	1,393
負債合計	52,060
(純資産の部)	
株主資本	53,741
資本金	21,207
資本剰余金	5,717
資本準備金	5,715
その他資本剰余金	2
利益剰余金	27,276
その他利益剰余金	27,276
繰越利益剰余金	27,276
自己株式	△460
評価・換算差額等	1,884
その他有価証券評価差額金	1,884
株式引受権	20
純資産合計	55,645
負債純資産合計	107,706

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		69,338
売上原価		53,616
売上総利益		15,722
販売費及び一般管理費		13,654
営業利益		2,067
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,907	
保険収入	101	
雑益	109	3,118
営業外費用		
支払利息	228	
社債発行費	60	
為替差損	131	
雑損失	108	529
経常利益		4,657
特別利益		
有形固定資産売却益	2	
抱合せ株式消滅差益	146	149
特別損失		
有形固定資産売却及び除却損	24	
その他	3	27
税引前当期純利益		4,779
法人税、住民税及び事業税	740	
法人税等調整額	△82	658
当期純利益		4,120

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	21,207	5,715	－	25,492	△492	51,922
会計方針の変更による累積的影響額				6		6
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,207	5,715	－	25,498	△492	51,928
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△2,343		△2,343
当期純利益				4,120		4,120
自己株式の取得					△45	△45
自己株式の処分					35	35
譲渡制限付株式報酬			2		42	44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	2	1,777	32	1,812
当期末残高	21,207	5,715	2	27,276	△460	53,741

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		株式引受権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	1,661	1,661	－	53,584
会計方針の変更による累積的影響額				6
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,661	1,661	－	53,590
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,343
当期純利益				4,120
自己株式の取得				△45
自己株式の処分				35
譲渡制限付株式報酬				44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	222	222	20	242
事業年度中の変動額合計	222	222	20	2,054
当期末残高	1,884	1,884	20	55,645

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社キッツ
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キッツの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社キッツ
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キッツの2022年1月1日から2022年12月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査役会が定めた監査役会規程に従い、以下の方法で必要な審議等を行いました。

- ① 当期の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について定期的に報告を受け、取締役の職務の執行に関して審議いたしました。
- ② 社長との意見交換の機会を定期的に設け、監査結果の報告及び意見交換を行ったほか、必要に応じて、取締役及び使用人等から報告を受けました。
- ③ 会計監査人及び内部監査室長を定期的に監査役会に招聘し、三様監査の連携を図り、各監査の実効性及び効率性の向上に努めるとともに、適宜に社外取締役も交えて意思疎通を図り、監査機能と監督機能の連携を図りました。
- ④ 会計監査人から「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」（2017年3月金融庁）の適用状況等、監査品質の確保に向けた取組みについて報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人を翌事業年度において再任するかの適否について、監査役会が定めた評価の基準及び会計監査人の解任または不再任の決定方針に照らして審議いたしました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 子会社については、常勤監査役2名が分担して国内子会社の監査役を兼任し、子会社取締役の職務の執行を監査したほか、海外子会社を含む子会社の取締役会等に出席し、業務及び財産の状況並びに内部統制システムの構築及び運用状況等について報告を受けました。また、子会社の取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて業務等の状況を調査いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制）の整備に関する取締役会決議の内容の相当性を検討するとともに、その構築及び運用状況について取締役会等において報告を受け、必要に応じて意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等において報告を受けるとともに、EY新日本有限責任監査法人及び内部監査室長から当該内部統制の評価及び監査の状況等について定期的に報告を受けました。
- ④ 会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の遂行状況とその結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を検討いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 会計監査人の再任の決定

監査役会は、審議の結果、第110期事業年度においてもEY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することを決定いたしました。

2023年2月20日

株 式 会 社 キ ッ ツ 監査役会

常勤監査役 近 藤 雅 彦 ㊟

常勤監査役 木 村 太 郎 ㊟

社外監査役 高 井 龍 彦 ㊟

社外監査役 作 野 周 平 ㊟

社外監査役 小 林 彩 子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルニューオータニ幕張 2階「翔の間」
千葉市美浜区ひび野二丁目120番3 TEL (043) 297-7777 (代表)

交通

- JR京葉線 「海浜幕張駅」南口より徒歩約5分
- JR総武線・京成電鉄 「幕張本郷駅」
京成バス「海浜幕張駅」行き 海浜幕張駅下車 南口より徒歩約5分
京成バス「ZOZOマリンスタジアム」行き タウンセンター下車 徒歩約3分



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。